

課外活動への復帰前の「復帰前面談」

保健管理センター

健全な身心を形成するために、課外活動を行うことを推奨すると共に、課外活動にあたっては、十分に安全に配慮して活動する必要がある。

もし課外活動中に怪我等の外傷（事故）により医療機関を受診した場合には、課外活動を再開（復帰）する前に、受傷状況や本人の回復状態を確認し、外傷（事故）が再発しない様に予防（防止対策）を図ることが重要である。

特に、頭部・頸部・脊椎への打撲・外傷、骨折等の外傷、後遺症が残る可能性がある外傷、入院を要する外傷、および保健管理スタッフが必要と認める外傷等を受傷した場合は、受傷後に課外活動に復帰する前に、診断書（下記詳細）を準備し、学校医との「復帰前面談」を行い、その状態を確認する。

「復帰前面談」の診断書について

受傷時に受診した医療機関を復帰前に必ず受診して、「復帰が可能である」ことを確認し、「復帰可能な日付」が記載された診断書（書式事由）を医師に作成してもらう必要がある。加えて「活動復帰に向けての留意事項」があれば、その記載してもらう。

（注）診断書に「診断名」しか記載されていない場合は、重症度や障害の程度の判断が行えず、また復帰のタイミングが不明であるため、復帰に向けた判断を行えないため、必ず上記の記載を依頼すること。

<受傷後の医療機関受診から活動への復帰（再開）までの流れ>

1. 受傷後の治療や対応また経過観察は、診察を受けた医師の指示に従う。
2. 活動への復帰可能と診断を受ければ、その旨と活動再開日・留意事項等が記載された診断書を作成してもらう。
3. 保健管理センターで学校医との「復帰前面談」の予約をとり、面談を行う。
（注）面談の状況・内容によっては、主治医の診断よりも活動再開が遅れる可能性がある。
4. 活動への復帰（再開）を指示（許可）する。